

住民税・所得税の申告情報(第一回)

問 諏訪税務署 ☎52-1390 または 財務課 町民税係 ☎62-9122

年が明ければ、申告時期となります。今月号より3回にわたって申告に関する情報をお届けしますので、今から必要な書類等を確認し、申告の準備をお願いします。平成30年度(平成29年分)からセルフメディケーション税制の導入により、医療費控除に変更となっている点がありますので、ご注意ください。

(1) マイナンバーに関する書類

平成28年分以降の確定申告書の提出から**本人及び扶養親族等のマイナンバーの記載、番号確認書類および本人確認書類の提示または写しの添付**が必要となっています。



【本人確認 関係】

- **マイナンバーカード(写真付きのもの)をお持ちの方**
マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能ですので、マイナンバーカードまたはその裏表の写しをご用意ください。
- **マイナンバーカードをお持ちでない方**

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- ・通知カード
 - ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)
- などのうちいずれか1つ、またはそれらの写し



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることが確認できる書類》

- ・運転免許証
 - ・身体障害者手帳
 - ・パスポート
 - ・在留カード
- などのうちいずれか1つ、またはそれらの写し
- ※写真付きでない身分証明書の写しを提出する場合、公的医療保険の被保険者証と年金手帳など、2種類以上が必要です。

【配偶者・扶養親族・専従者 関係】

- **控除対象配偶者および扶養親族、専従者のマイナンバーも必要です**
写しの添付は必要ありませんが、申告書へ個人番号の記載が必要です。マイナンバーカード、通知カード、住民票等により番号の確認をお願いします。

(2) 収入・所得に関する証明書や書類

● 給与・賃金や公的年金に関するもの

- ・「給与所得の源泉徴収票」・「公的年金等の源泉徴収票」などの原本
給与等の支払者(事業所等)や日本年金機構(旧社会保険庁)等の支払者から送付、受領された原本が必要となります。

● 雑所得・事業所得に関するもの

- ・「シルバー人材センターの配分金支払証明書」・「個人年金支払証明書」・「収支内訳書」など
事業を営まれている方(営業・農業・不動産)は、総収入金額および必要経費の内訳を記載した収支内訳書を申告書と一緒に提出してください。
農業の収支計算でお困りの方は、農業所得に係る農業収支内訳書作成指導会を開催しますのでお出掛けください。

● 生命保険や学資保険等の満期や解約返戻に関するもの

- ・「生命保険契約等に基づく一時金の支払証明書」
- ・「損害保険契約等に基づく満期返戻金の支払証明書」など

生命保険や損害保険の満期や解約等により保険金を受け取った場合は、所得税や住民税の課税対象となる場合があります。なお、契約金の受取人と保険料負担者と被保険者との関係により、税の種類が異なります。

(3) 所得から控除されるものに関する証明書や書類

● 社会保険料控除に関するもの

- ・「国民年金保険料及び国民年金基金の掛け金の支払証明書」
- ・「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせ」
各保険の加入者（国保の場合は世帯主）には、役場から2月上旬までに「納付済額のお知らせ」をお送りします。なお、納付済額を事前に確認されたい方は、財務課町民税係までお問い合わせください。

● 生命保険料（一般・介護医療・個人年金）や地震保険料控除に関するもの

- ・「年間支払額等の証明書」
保険会社から契約者宛に送付されます。1つの損害保険契約に「地震等損害契約」と「長期損害契約」の両方の保険がある場合には、本人の選択により、いずれか一方のみが適用となります。

● 医療費控除に関するもの

医療費控除は年末調整で適用を受けられないため、控除を受ける方は確定申告をする必要があります。健康の維持増進および疾病の予防への取り組みを行う個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、申告者本人および申告者と生計を一にする配偶者その他の親族のために、特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）等購入費を支払った場合に所得控除を受けられるセルフメディケーション税制が医療費控除の特例として開始されました。**従来の医療費控除制度との併用はできません**ので、どちらを適用するか申告者ご自身で選択していただくことになります。

<p>セルフメディケーション税制</p>	<p>① 申告者が健康の保持増進および疾病の予防への一定の取組を行っているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合・市町村国保等が実施する健康診査（人間ドック、各種検診等） ・予防接種（定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種） ・勤務先で実施する定期健康診断（事業主検診） ・特定健康診査（メタボ検診）又は特定保健指導 ・市町村が実施するがん検診 <p>の内、いずれか1つに該当</p> <p>② ①に該当する場合で、特定一般医薬品（スイッチOTC医薬品）等購入費が1万2千円を超えるとき</p>
<p>従来の医療費控除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師・歯科医師による診察や治療の費用、また、医療や治療のための医薬品の購入が10万円または所得の5%を超えるとき （高額療養費や入院費給付金等の保険金などにより補てんされた金額がある場合は、支払った医療費から差し引きます。小・中学生の保険診療による医療費は、福祉医療特別給付金制度などによって控除の対象とならない場合があります。）

【セルフメディケーション税制による控除を受ける場合】

- ・①の一定の取組を受けた結果、発行される「領収書」または「結果通知表」
（氏名、一定の取組を行った年、保険者・事業者もしくは市町村の名称または医療機関の名称もしくは医師の氏名の記載されたもの）
- ・平成29年中に支払った特定一般医薬品（スイッチOTC医薬品）等の「レシート」または「領収証」
（商品名、金額、セルフメディケーション税制対象商品である旨、販売店名、購入日の記載されたもの）



←こちらの識別マークが掲載された医薬品が対象です。

具体的な品目一覧は、厚生労働省のホームページに掲載されている「対象品目一覧」をご確認ください。

【従来の医療費控除により控除を受ける場合】

- ・平成29年中に支払った医療費や薬代の「レシート」または「領収書」
- ・介護サービスの費用の「領収書」

(介護保険制度のもとで受けられるサービスには、医療費控除の対象となるものとならないものがあります。詳しくは、利用された施設や住民福祉課介護高齢者係 (☎6 2-9 1 3 3) までお問い合わせください。)

●配偶者控除、扶養控除に関するもの

配偶者、子ども、両親等を養っている方で、下記の条件を満たす場合には、控除が受けられます。控除される場合は、**扶養している方の所得額等の確認**を必ずお願いします。また、(1)の内容のとおり、扶養している方のマイナンバーの記載が必要になりますので、ご用意をお願いします。

- 平成29年12月31日現在で生計を一にしている。
- 扶養している方の年間の合計所得が38万円以下。
- 他の方の扶養や控除対象配偶者になっていない。(重複して控除は受けられません)
- 扶養している方が青色・白色事業専従者となっていない。

農業所得に係る農業収支内訳書および償却資産 (固定資産税) 申告書作成指導会

☎ 財務課 町民税係 ☎62-9122 資産税係 ☎62-9124

町では、下記の日程で農業所得に係る農業収支内訳書および償却資産(固定資産税)申告書作成指導会を開催します。

- 対象者 ○農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方
(青色申告者をご遠慮願います。)
○事業(農業・営業・不動産)を営んでいる方で、減価償却資産をお持ちの方
- 期 日 平成30年1月23日(火) 落合地区
1月24日(水) 富士見地区・乙事
1月25日(木) 境地区・立沢
- 受付時間 午前の部 午前9時～午前11時 } までに受付を済ませてください。
午後の部 午後1時～午後4時 }
- 場 所 役場1階101、102会議室
- 持ち物 1 収支内訳書(自分で作成したもの)
2 収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)
3 農機具等使用機械の詳細(名称、数量、取得年月日、購入価格等を記載したもの)
4 出荷伝票、糶受通知書、農業用の預貯金通帳、中山間・補助金等の収入がわかるもの、領収書
5 償却資産申告書(12月に送付されるもの)
6 印鑑(認印)
7 その他必要と思われるもの
- その他 ・収入金額や必要経費を記載した帳簿を必ず作成し、お持ちください。
・午前中は混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。
・毎年、大勢の方が来場されます。自分でできる範囲で作成していただいた収支内訳書をお持ちいただき、時間の短縮にご協力をお願いします。
・預貯金通帳をお持ちいただく場合は、必ず前日までに記帳したものをお持ちください。
・事業(農業・営業・不動産)の収支内訳書または決算書の中で減価償却資産として計上した資産は、固定資産税における償却資産として毎年1月末日までに申告が必要です。